

地域防災計画（原子力発電所防災計画編）

『暫定計画』を策定しました

「コミュニティ単位で段階的に避難を

市防災会議で承認

6月28日、市防災会議（会長・多々見良三市長、25人）を開催。「地域防災計画（原子力発電所防災計画編）暫定計画（案）」について協議し、全委員一致で承認されました。

同計画は、平成24年3月に国が示した防災指針の見直しの考え方（中間報告）および府の「原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）（23年5月策定、24年3月修正）」を踏まえ、現行の「地域防災計画原子力発電所防災計画編（昭和56年9月策定、平成21年3月修正）」の全面改訂までの「暫定計画」として、現行の計画を生かした上で、別途、策定したものです。

今後、国において予定されている原子力規制委員会の発足、原子力災害対策特別措置法の改正、防災指針の見直しを受けて、現行の計画の全面改訂を行う予定です。

暫定計画の概要

- ◆防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲など（表①参照）
- ◆PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：原子力発電所から概ね5kmの範囲
- ◆UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：原子力発電所から概ね30kmの範囲
- ◆対象とする原子力発電所：関西電力（株）高浜発電所および大飯発電所
- ◆避難等体制の整備
- ◆避難に当たっての基本的な考え方（図①参照）
- ①コミュニティ単位（自治会など）で小学校区ごとに指定した避難時集結場所（30か所※表②参照）へ段階的に集結し、集団で避難
- ②バス等の車両による避難。要配慮者の避難など特別に必要な場合に限り、自家用車での避難も考慮。事故の状況に応じて、船舶、鉄道、タクシーなど

- の活用も考慮
- ③避難時集結場所および避難先における避難者の把握体制を整備
- ④必要に応じ避難時集結場所への移動にバスやタクシーの配車を検討
- ⑤避難先は府と亀岡市以南の市町で調整しているが、府域以外への避難も含め、府を通じて関西広域連合と調整
- ◆情報の収集・連絡体制、住民などへの情報伝達（図②参照）
- ◆情報の収集・連絡体制：情報の収集および連絡を円滑に行うため、国、府、関西電力（株）、防災関係機関などとの情報連絡体制を整備
- ◆住民などへの情報伝達：ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ）、携帯電話（メール）、防災行政無線、広報車などあらゆる伝達手段を活用し、的確かつ迅速に住民などへ指示伝達



表① 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

PAZ（原子力発電所から概ね5kmの範囲）

発電所	対象地域	人口
高浜発電所	松尾、杉山	83人

UPZ（原子力発電所から概ね30kmの範囲）

発電所	対象地域	人口
高浜発電所	舞鶴市域全域	88,869人
大飯発電所	東地区全域、西地区 [日町（西吉原第一、西吉原第二、西吉原第三、東吉原第一、東吉原第二、東吉原第三、東吉原第四）、四所（白杉）、中筋（万願寺、伊佐津川荘苑、菖蒲台）、池内、余内]	62,987人

※いずれも人口は平成24年4月1日現在

【これまでの考え方】

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）

◆区域の内容 限られた時間を有効に活用し、周辺住民などの被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特徴などを踏まえて、その影響のおよぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定めた区域

◆区域の範囲の目安 原子力施設から概ね10kmの範囲

【新たな考え方】

予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

◆区域の内容 重篤な確定的影響などを回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難など）を準備する区域

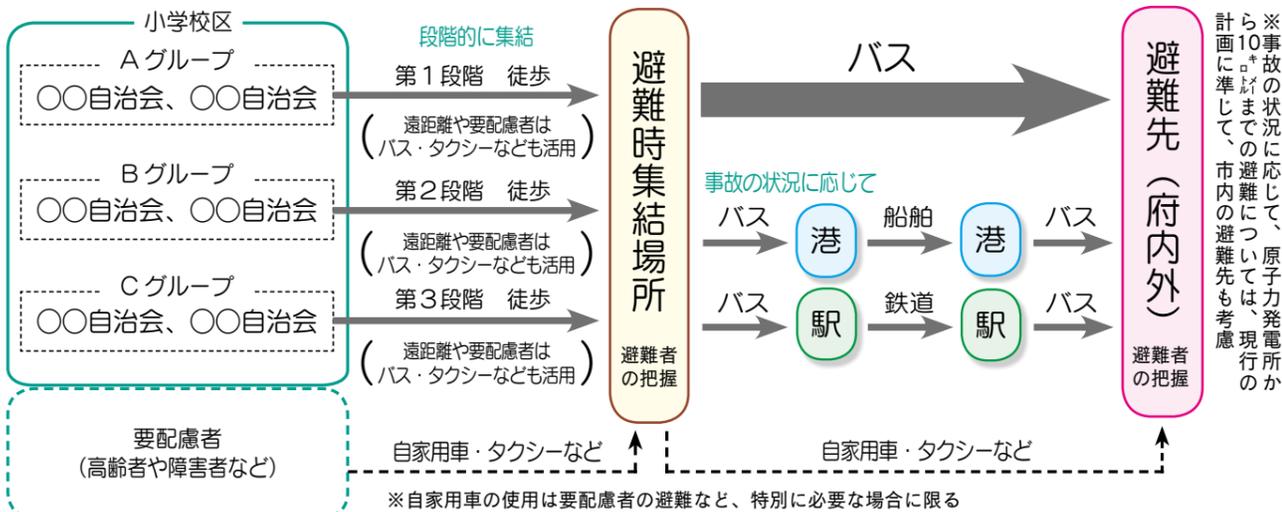
◆区域の範囲の当面の目安 原子力施設から概ね5kmの範囲

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

◆区域の内容 国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

◆区域の範囲の当面の目安 原子力施設から概ね30kmの範囲

図① 避難のイメージ



図② 原子力発電所において重大なトラブルが発生した場合の情報伝達のフロー図

